

「ワークルール出前講座」実施要領

福島県労働委員会

(目的)

第1条 労働委員会は、就職前の大学生、高校生や、勤労者、使用者などを対象とした出前講座を実施し、受講者の基本的な労働の知識（以下「ワークルール」という。）の理解を深めることにより、労働トラブルの未然防止や解決を図るものとする。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、次のとおりとする。

- (1) 学生・生徒を対象とした講座（大学、専門学校、高等学校等）
- (2) 社会人を対象とした講座（会社、労働組合、労働者・使用者の団体等）

(実施方法)

第3条 実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講師は、労働委員会の委員又は事務局職員等とする。
- (2) 会場は、開催を希望する団体等が準備した教室、講堂、会議室等を使用する。

(実施内容)

第4条 出前講座の内容は、次のとおりとする。

- (1) 働くことの意義（社会に出るための心構え、社会人としての基本姿勢）
- (2) ワークルールに関すること。
- (3) トラブルがあった際の相談先
- (4) 紛争解決事例の紹介
- (5) その他労働に関すること。

(申込方法)

第5条 申込は、原則として実施希望日の1か月前までに「ワークルール出前講座申込書」（様式1）により、労働委員会事務局へ行うものとする。

(実施に関する調整)

第6条 労働委員会は、申込みがあった場合には、実施日時、講座内容等について申込者と調整を行うものとする。

2 派遣する講師は、労働委員会会長が決定する。

(経費の負担)

第8条 会場の設営に係る経費は申込者の負担とし、派遣する講師等の経費は労働委員会
が負担する。

(その他)

第9条 出前講座の実施について、この要領に定めのない事項は、労働委員会会長が決定
する。

附 則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

(様式1)

ワークルール出前講座申込書

平成 年 月 日

福島県労働委員会事務局 行

申込団体名： _____
代表者氏名： _____
住 所： _____
担当者氏名： _____
連絡先電話： _____

次のとおり申し込みます。

実施希望年月日 ※調整させていただく場合があります。	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
参加予定人数	
開催予定場所	(施設等名称)
	(施設の所在地(住所))
その他 (特に希望する内容等があれば記載してください。)	